

令和4年度大規模展示会出展及び商談会開催事業

テーマ別商談会（EC サイト/ホテル・飲食）参加事業者 募集要項

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、見本市や商談会の中止、延期が続く中、県内事業者は県外での商談機会が減少し、大きな打撃を受けています。本事業では県内中小事業者（食品）の稼ぐ力を高めていくことを目的とし、テーマ別商談会を実施することで、継続した販路開拓の機会を創出します。

2 実施主体

岡山県、（公財）岡山県産業振興財団

3 募集の概要

（1）テーマ別商談会（EC サイト/ホテル・飲食）

- ・実施日時 令和4年7月19日（火）11：00～16：20
- ・実施場所 第一セントラルビル Ivy（アイビー）（岡山市北区本町6-36）
※無料の駐車場はございませんので、公共交通機関または近隣のコインパーキングをご利用ください。
- ・商談方式 事前マッチング個別商談（1商談あたり25分程度）
- ・募集事業者数 7者程度
- ・参加費 無料

（2）参加バイヤー

- ・ECサイト 3社
 - ・ホテル・飲食 4社
- ※各バイヤーの求める商材については別紙1のとおり

（3）事前研修

- ・実施日時 令和4年7月12日（火）13：00～16：00（予定）
- ・実施場所 テクノサポート岡山 中会議室（岡山市北区芳賀5301）
- ・講師 エクシトコンサルティング 清水 博之 氏
- ・内容 バイヤーとの商談にあたって、商談が始まる前の事前準備、実際の商談、そして商談後のフォローまでの全体の流れの中でどのようにすればよいのか商談のコツを学び、実践的なスキルを向上させ、成約率UPを図ります。
- ・参加について 商談会へ参加する場合は事前研修参加が必須です。

4 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に域外等への販路開拓を目指す中小企業等（※１）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （１）岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （２）県税を滞納していないこと。
- （３）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- （６）食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及び J I S 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- （７）厚生労働省が掲げるHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。（※２）
- （８）原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- （９）各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。

※１「中小企業等」：岡山県内に事業所を有し、中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）を対象とする。

※２「HACCPについて」：今後、支援事業の申込時にHACCPに沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」および「記録簿」等の提出を求める予定としております。

2021年6月から原則としてすべての食品等事業者のみなさんに

「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが義務づけられます。

厚生労働省：HACCPに沿った衛生管理の制度化について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

HACCPについて不明な点等あれば、財団までご連絡下さい。

5 申込期限等

- （１）申込期限

令和４年７月１日（金）１７時必着

(2) 提出書類

①参加申込書

②F C P展示会・商談会シート

③会社概要（企業のパンフレット等・PDF可）

④H A C C Pに沿った「衛生管理計画」および「記録簿」

・①及び②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。
(https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2620.html)

・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課

〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

(5) 提出方法

Eメール

6 その他

(1) 応募に係る費用は全て事業者の負担とします。

(2) 提出された申請書類等は、返却いたしません。

(3) 参加事業者は、スムーズな事業実施のため、公益財団法人岡山県産業振興財団の指示に必ず従ってください。

(4) 参加事業者が損害を被った場合、その損害については参加事業者の負担となります。

(5) 特別なノウハウや秘密事項については、参加事業者自身であらかじめ法的保護を行うなどの対応をおとりください。

(6) 商談のマッチングについてはバイヤー希望を優先しますので、申込みいただいても商談が設定できない場合もあります。

(7) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンラインでの開催となる可能性があります。

(8) オンラインでの開催の場合は商品サンプル等を、直接バイヤー様に送付いただく予定です。サンプル等送付に係る費用は事業者の負担とします。

7 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課(赤木、藤井)

〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）

電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp